

宅配便再配達実態調査 概要

この調査は、宅配便の多様な受け取り機会の提供等の取り組み成果の状況を明らかにするため、平成 29 年 10 月分から実施している宅配便の再配達の調査である。

記

1. 調査名称

宅配便再配達実態調査

2. 調査の目的

宅配事業者の側から定量的に調査を行うことにより宅配便の再配達状況の時系列変化を把握することで、今後の再配達率削減に向けた各施策検討のための基礎資料を得ること

3. 調査の範囲

以下、3 エリア（都市部、都市部近郊、地方）が含まれる営業所単位ごとに 4. で指定した調査対象の宅配便名で運送を行う各事業者の取り扱う貨物

- 都市部：東京 23 区で人口密度が高く単身世帯の占める割合が高い区
- 都市部近郊：東京都郊外の市町村で世帯人口が多いところ
- 地方：人口の少ない都道府県の市町村で人口密度が低く世帯人口が多いところ
※人口・世帯等については 2015 年度国勢調査に基づく。

4. 調査の対象

- 佐川急便（飛脚宅配便）
- 日本郵便（ゆうパック、ゆうパケット）
- ヤマト運輸（宅急便）

5. 調査の時期及び期間

- 調査時期：4 月・10 月（平成 29 年度は 10 月のみ）
- 調査期間：4 月 1 日～4 月 30 日・10 月 1 日～10 月 31 日

6. 調査担当部署（提出先）

国土交通省 物流・自動車局 物流政策課

7. 調査の方法

国土交通省が調査対象の各事業者に対し、貨物の配達総数及び再配達個数を任意の報告として求め、その結果を集計

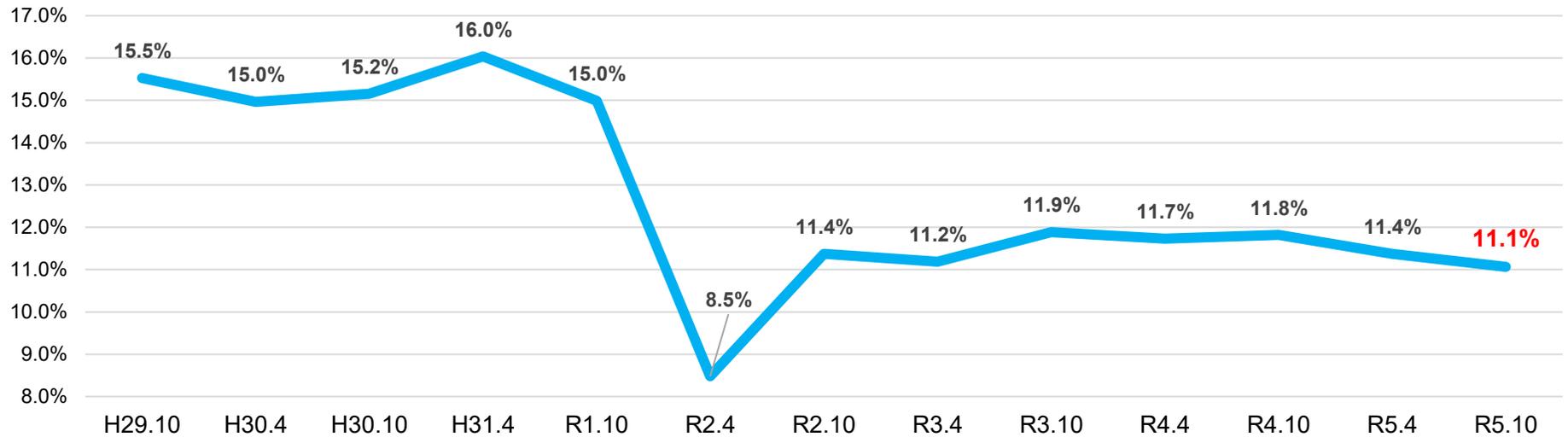
8. 結果の調査・公表

調査対象の事業者を合計し、都市部、都市部近郊、地方の分類別で公表。事業者毎の公表は行わない。

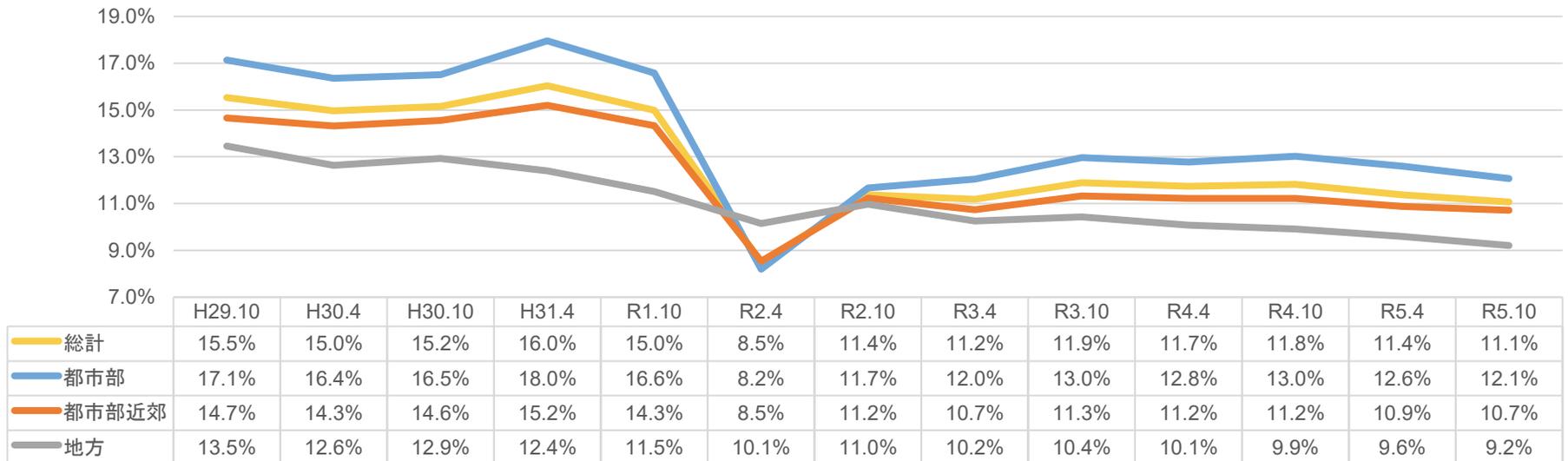
原則として、調査月の翌々月中下旬に月計数及び率を公表する。

（4 月分：6 月中下旬頃公表予定、10 月分：12 月中下旬頃公表予定）

実態調査に基づく再配達率の推移（総計）

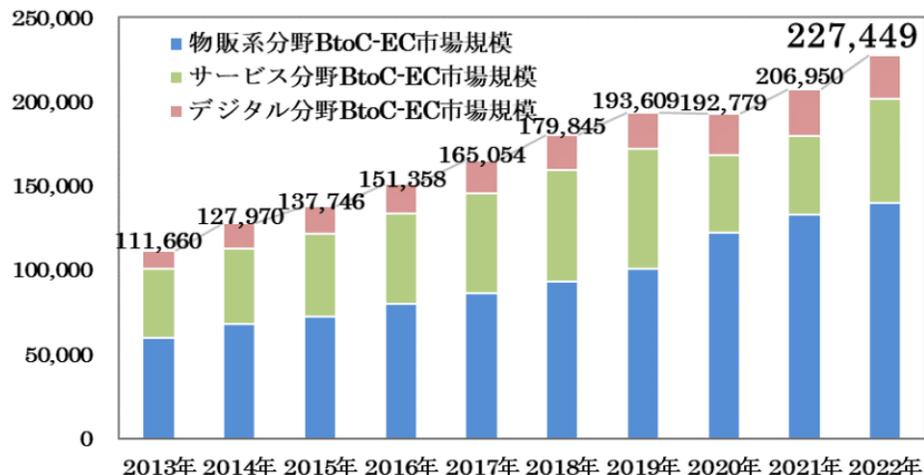


実態調査に基づく地点別再配達率の推移

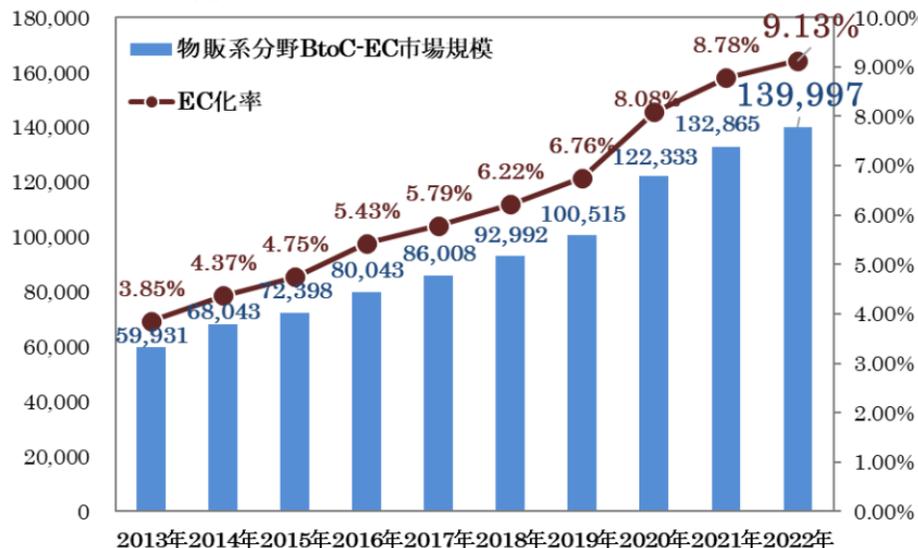


BtoC – EC市場規模の経年推移

(単位：億円)



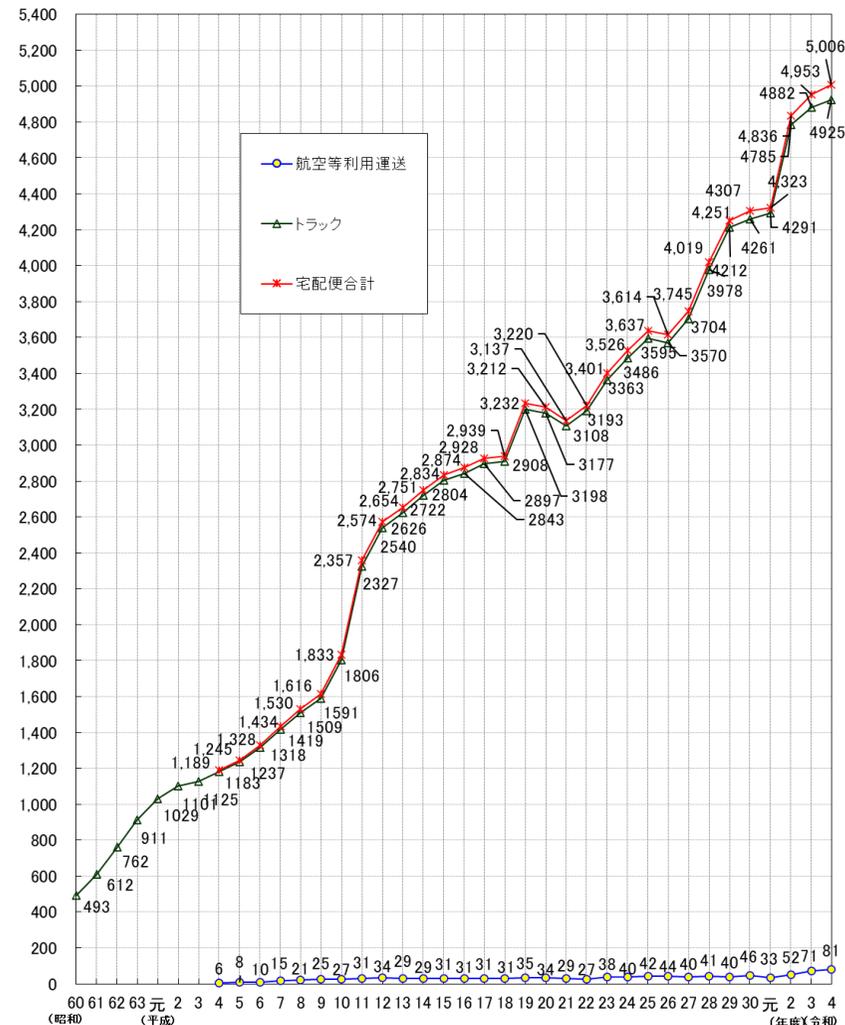
(市場規模の単位：億円)



出典：経済産業省「令和4年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）」より

宅配便取扱個数の推移

(単位：百万個)



(注1) 平成19年度からトラック(日本郵便)の実績が調査の対象となっている。
 (注2) 日本郵便については、航空等利用運送事業に係る宅配便も含めトラック運送として集計している。
 (注3) 「ゆうパック」は平成28年9月まではメール便として、10月からは宅配便として集計している。
 (注4) 佐川急便(株)においては決算期の変更があったため、平成29年度は平成29年3月21日～平成30年3月31日(376日分)で集計している。

出典：国土交通省「令和4年度宅配便等取扱個数の調査及び集計方法」より

再配達率半減に向けた緊急対策事業

概要

○消費者が再配達削減に取り組むよう促すため、宅配便やEコマースの注文時に、コンビニ受取など、物流負荷軽減に資する受取方法等を選択した場合に、消費者にポイントが還元される仕組みを社会実装すべく、実証事業を実施。

➡消費者が選択する物流サービスの内容に応じた、適正な運賃の収受を実現

実証事業の内容

EC事業者のウェブサイト等において、消費者が自ら、柔軟な荷物の受取方法（コンビニ受取、営業所受取、置き配等）やゆとりある配送日時指定等を選択できるようにシステムを構築し、物流負荷軽減に資する荷物の受取方法を選択した消費者にポイント還元する実証事業や当該事業を支援する効率的な配送等を可能にするアプリの検証等

ポイント還元を通じた消費者の行動変容を促す仕組みの社会実装に向けた実証事業

【消費者の行動変容を促す仕組み】

【消費者が受取方法等を選択】



【コンビニ受取等
柔軟な受取方法】



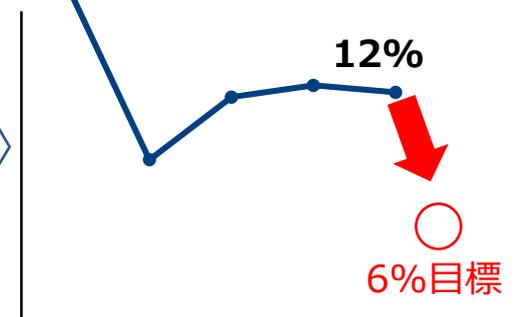
【ゆとりある配送日時の指定等】



【ポイント還元】



【再配達率を半減】



【補助対象経費項目】 システム改修や実証事業等に必要な費用の1/2以内

・システム改修費にあっては最大1/2(最大1.5億円まで)、1回あたりのポイント還元額の最大1/2(最大5円まで)

【実証対象】

・EC事業者(Eメール事業者を含む)、物流事業者